

CONTENTS

● 一般社団法人音楽電子事業協会第6回通常総会報告	1
● 平成29年度事業計画	2~3
● 平成29年度役員名簿・組織図	4
● MIDI規格委員会報告-IEC国際標準化完了報告	5
● 環境問題研究部報告-ローズウッド全種にワシントン条約による輸出入規制	6
● 著作権・ソフト委員会報告-著作権等管理事業法について	7~8
● AMEI会員名簿・MIDI検定1級告知・総会議事録開示報告	9

一般社団法人音楽電子事業協会 第6回通常総会報告



長谷川 豊 会長

平成29年5月11日、平成29年度第1回理事会・幹事会に引き続き、一般社団法人音楽電子事業協会第6回通常総会が午後4時半から東京飯田橋のホテルメトロポリタンエドモントにて開催されました。総会に先立ち、長谷川豊会長より「今年度はMIDI規格がIEC国際標準となるが、同時にMIDIの生みの親である当協会の梯顧問が逝去された年としても記憶に残る年となります。我々の責任はMIDIを誇れる規格として次の時代に引き継がなければならない。その為には会員各社にもご協力頂き、さらに時代の変化に対応してまいります。」との表明がありました。続いて、事務局から定足数（正会員28社に対し、出席13名、委任状13通）が発表され、総会の成立が報告されました。定款に基づき長谷川会長が議長となり、議事録署名人2名（河合楽器株式会社 箕輪匡文様、株式会社コルグ 小林 誠様）が選任され、議案審議に移りました。

1号議案「平成28年度事業報告承認の件」、2号議案「平成28年度収支決算承認の件、及び監査の報告」がそれぞれ審議・承認され、3号議案「平成29年度役員交代の件」では、岩崎専務理事より、今年度は役員改選期ではないが、会員代表者交代・役員の退任等により、新任幹事としてApple Japan合同会社 白壁 依里様、新任理事 株式会社フェイス 中西 正人様含め、総会議案書の「平成29年度役員名簿」に記載のとおりとする旨の報告がありました。次に4号議案「平成29年度事業計画（案）審議決定の件」、5号議案「平成29年度収支予算（案）審議承認の件」がそれぞれ審議・承認され、最後に議長より議事進行についての協力を謝し、第6回通常総会は終了しました。

続いて午後6時から「通常総会懇親会」が開催され、主催者長谷川会長の挨拶の後、ご来賓の経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課 課長補佐 伊藤 桂様、文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室長 俵 幸嗣様からのご挨拶に続いて、一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事 世古 和博様の乾杯のご発声により、賑やかに懇親会が始まりました。会はその後も盛り上がりましたが、飛河 和生 監事の中締めの後、午後8時過ぎ散会いたしました。



経済産業省商務情報政策局
文化情報関連産業課
課長補佐 伊藤 桂 様



文化庁長官官房著作権課
著作物流通推進室 室長
俵 幸嗣 様



一般社団法人
日本音楽著作権協会
常任理事 世古 和博 様



飛河 和生 監事

一般社団法人音楽電子事業協会 平成29年度事業計画 委員会活動(案)

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

1 全体

以下各委員会活動は、定款（事業）第4条の各項に準ずるものとする。

2 製品安全・環境委員会

〈活動方針〉

ふたつの専門部会（製品安全規格部会および環境問題研究部会）での情報交換、法規制からの要求事項に対する解釈のレベルあわせのための活動を継続し、電子電気楽器および関連機器の安全性確保・環境問題への対応推進を図る。

〈事業計画〉

「安全規格部会」4月浜松、7月東京、10月浜松、

1月東京 計4回

原則第3木曜日開催を予定。

緊急な審議等、必要のあるときは臨時開催を行うこととする。また、安全規格に関するパブリックコメント等への対応についても随時メール等による審議・投票を行うこととする。

「環境研究部会」4月東京、7月浜松、10月東京、

1月浜松 計4回

原則第2火曜日開催を予定。

緊急な審議等、必要のあるときは臨時開催を行うこととする。

また、環境問題に関するパブリックコメント等への対応についても随時メール等による審議・投票を行うこととする。

活動テーマ（情報交換の対象など）

「安全規格部会」

(1) 安全規格

- ・電気用品安全法省令、基準、性能規定化動向調査
- ・国際規格の動向調査
- ・北米規格の動向調査
- ・欧州規格の動向調査
- ・中国、韓国、台湾、ユーラシア関税同盟、その他各国の動向調査

(2) EMC

- ・各国 EMC 規制の動向調査
- ・国際規格（IEC/CISPR）
- ・北米規格
- ・欧州規格
- ・中国規格、韓国規格、その他

(3) その他

- ・各国の省エネルギー制度の動向調査
- ・各国の電波法・無線規制の動向調査
- ・PL 関連情報の提供と交換

〈参加団体〉

- ・JEITA マルチメディア EMC 専門委員会
- ・JBMA 第108委員会
- ・電気用品調査委員会の電波雑音部会
- ・電気製品認証協議会
- ※電安法への要望の窓口となる参加団体については引き続き調査をする。

「環境問題研究部会」

(1) 国内外の環境に関する法・規制等の動向調査及び情報交換

- ・資源有効利用促進法関連
- ・容器包装リサイクル法関連
- ・省エネ法関連
- ・欧州 WEEE、RoHS 関連
- ・欧州 REACH、ErP 関連
- ・中国法規制関連
- ・韓国法規制関連
- ・米国の法規制関連
- など

(2) 法・規制対応に関する意見交換等の実施

- ・各社の法・規制対応に関する意見交換会の実施
- (3) 環境法規制に関する情報共有化セミナーの実施
- 予定：RoHS2 又は ErP 改正対応について

3 MIDI 規格委員会

〈活動方針〉

MIDI のユーザーメリットを維持し、多分野にわたる MIDI のハード・ソフトコンテンツ市場の保護・育成を図る。

新しい市場に向けたテーマの推進と将来の音楽事業発展に貢献する事を目的として、音楽や電子楽器に関する技術検討を行い、現状の問題の解決及び新技術の開発を図る。

〈活動計画〉

委員会：1～2回、MIDI1.0 部会：メールにての情報交換、技術研究部会/MIDI Developer Relations WG：隔月開催を予定、FME-CI WG 新設済：隔月開催予定 AMEI/MMA 会議、MMA 総会参加

〈事業計画〉

「MIDI1.0 部会」

- ・MIDI 規格の保守運用
- ・MMA との CA/RP 締結に関する技術検討と規格審議

「技術研究部会」

- ・HD/HD Lite プロトコルの評価と技術リサーチ
- ・未来に向けた音楽電子事業に貢献できる環境(Creators' Hub)の検討・運営
- ・新技術/新商品の評価、検討を通して音楽業界のニーズを探る
- ・イベント共催・参加：鋭意検討
- ・USB, AVB, TCP/IP, Bluetooth 等、5pinDIN 以外の伝送路における MIDI の検討

「MIDI Developer Relations WG」

- ・MIDI に関連する情報発信
- ・MIDI を音楽以外でも使えるプロトコルであることの認知、Developer、ユーザーからの発信を促す活動を行う
- ・Developer が MIDI を使ったアプリケーション発表する、他人と開発して楽む場の提供
- ・W3C 会員として引き続き Web MIDI API の標準化活動に参画

「Future MIDI Expansion with Capability Inquiry WG (FME-CI WG) (新設)」

- ・各部会、WG を横断する形で委員会直下に新設
- ・MIDI1.0 規格を尊重しつつ様々な通信プロトコルへの対応を図る
- ・実際の楽器メーカーが実装可能な領域を目指す
- ・既存の MIDI 市場に混乱を与えないことを主眼におきつつ、将来の業界統一標準フォーマットを策定

4 著作権・ソフト委員会

活動方針

1. 著作権等管理事業法の制定に伴い発生した問題点等を解決すべく関係団体と協力し権利者との協議や文化庁に対する要望を活発に行う。又、様々な変化の中で新しい問題に対し制度疲弊を起こしていると考えられる部分には、関係省庁、権利者、管理事業者等に積極的に発信していく。
2. 定例会を通じ各部会それぞれが取り組んでいる課題と成果をタイムリーに情報共有しつつ、委員各位の意見を吸収し部会活動に反映させることにより、会員個々の事業の活性化と市場の発展に貢献する。

〈活動計画〉

委員会 定例会 10 回（別紙参照）、音楽配信部会 24 回、カラオケ部会 8 回、ソフト規格部会 15 回、音楽電子出版部会 15 回、管理事業法研究 WG3 回

〈事業計画〉

音楽コンテンツ事業に係る諸問題を解決し会員の事業の活

性化につながるよう、著作権等管理事業者や権利者と協議・意見交換する。

【カラオケ部会】

1. 一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）との使用料規程第10節「業務用通信カラオケ」の改訂に関する継続協議。
 - ・非管理楽曲が使用されている実態を勘案した利用割合に関する協議
 - ・その他、使用料規程の取扱いに関する協議
2. 著作権等管理団体の使用料徴収の一元的集中管理等の検討
3. 株式会社ネクストーンとの使用料規程の改訂に関する継続協議
4. その他、業務用通信カラオケに関わる案件

【音楽配信部会】

1. NMRC を通じ管理事業者との協議・関連団体との意見交換に、会員の意見を反映
2. NMRC 実務 WG を通じて、配信事業における実務上の問題点解決にむけ、管理事業者、関連団体との意見交換を実施
3. スマートフォン関連コンテンツビジネスや著作権について意見交換を積極的に行う
4. 関連部会や委員との情報交換を密にし、部会での情報共有を行う
5. ネット配信関連コンテンツのビジネスや著作権についての問題や課題の共有

【ソフト規格部会】

1. MIDI 及び音楽関連ソフトウェア事業に関する情報交換、勉強会の実施。インターネットを始めとした新しいメディアにおける音楽電子事業の研究。
 - ・著作権重要判決、紛争例の研究
 - ・クラウドと音楽ビジネスの研究
 - ・AI の動向と楽器への影響に関する研究
2. ワーキンググループによる諸問題の討議、検討、規格化と実践
 - ・楽器内蔵コンテンツ等の保護に関する検討 WG（GCP-WG）の開催
 - ・海外におけるコンテンツビジネスの現況及び諸課題（著作物利用許諾およびビジネスモデル）を整理、分析する WG（海外ビジネス展開 WG）の開催
3. その他、規格に関する問題、課題等の検討（随時）

【音楽電子出版部会】

1. 様々な背景を持つ部会員のニーズに沿った情報の提供と交換
 - ・次世代楽譜コンソーシアムへの参加および付随する業界関係者・有識者との意見交換
2. 電子楽譜出版に関する一般的なサービス想定とビジネス試算、課題解決
 - ・2016 年発行の IEC/TR に基づき想定されるデジタル楽譜サービスとそのビジネス規模予測
 - ・ビジネス拡大のためのメタデータに関する提言
 - ・次世代サービスを想定した使用料率に関する著作権管理団体との意見交換と提言
 - ・デジタルコンテンツの輸出入・グローバルビジネスにおける環境整備
3. 市場の健全化に対する提案と啓蒙
 - ・次世代サービスを想定した楽譜配信における使用料率・権利処理
 - ・楽譜に関する権利保護（版面・中古販売）のための啓蒙活動、他
4. その他、楽譜に関する問題、課題等の検討

【管理事業法 WG】

- ・著作権等管理事業法に係る諸問題について検討及び解決への取り組みについて研究継続

【DRM 部会】

- ・ライセンスが終了した MIDIsign エンコーダーについての問合わせ対応
- ・デジタルコンテンツに関わる DRM の動向について調査・情報共有

【委員会共通】

- ・早稲田大学創造理工学部連携講座の実施（秋期）

平成 29 年度 AMEI 著作権・ソフト委員会定例開催予定表

第 回	開催予定日（案）	開催時間	備考
1	平成 29 年 04 月 13 日	13:30 ~ 15:00	
2	平成 29 年 05 月 18 日	13:30 ~ 15:00	
3	平成 29 年 06 月 08 日	13:30 ~ 15:00	
4	平成 29 年 07 月 13 日	13:30 ~ 15:00	
5	平成 29 年 09 月 14 日	13:30 ~ 15:00	
6	平成 29 年 10 月 12 日	13:30 ~ 15:00	
7	平成 29 年 11 月 09 日	13:30 ~ 15:00	
8	平成 29 年 12 月 14 日	15:30 ~ 17:00	恒例忘年会
9	平成 30 年 02 月 08 日	13:30 ~ 15:00	
10	平成 30 年 03 月 08 日	13:30 ~ 15:00	

*原則として、委員会は毎月第 2 木曜日とする。但し、5 月については AMEI 総会と重なる為、第 3 木曜日（5 月 18 日）に開催。

*1 月及び 8 月は原則開催しないが、前々月までの活動状況に応じて必要であれば開催する

*会場は、主に AMEI 会議室（水道橋）とする

5 メディアコンテンツ委員会

活動計画

AMEI 他委員会などでのイベント実施計画あれば事業委員会と連携して協力を行う。

その他協賛イベントなどを実施の場合も、臨時委員会開催にて検討。

必要があれば協力を行う。

6 MIDI 検定委員会

活動計画

- 6 月開催：平成 29 年度活動内容の確認と対策
- 11 月開催：平成 29 年度 MIDI 検定 3 級、2 級 1 次筆記試験の応募状況と MIDI 検定 2 級 2 次対策

◆ MIDI 検定 4 級対応ミュージックメディア入門改定

◆ MIDI 検定の今後について年度中にまとめる為の会議を随時開催（4～5 回程度を予定）

事業計画

[平成 29 年度 MIDI 検定試験]

「第 9 回 MIDI 検定 1 級試験」8 月実施

「第 20 回 MIDI 検定 3 級試験、第 19 回 MIDI 検定 2 級

1 次（筆記）試験」12 月実施

「第 19 回 MIDI 検定 2 級 2 次試験」平成 30 年 2 月実施

[平成 29 年度指導者認定講座]

「MIDI 検定 4 級指導者認定講座」を 5 月に開催

「MIDI 検定 3 級指導者認定講座」を 7 月に開催

「MIDI 検定 2 級指導者認定講座」を 9 月に開催

7 事業委員会

活動計画

AMEI 他委員会などでのイベント実施計画あれば協力を行う。

その他協賛イベントなどを実施の場合も、臨時委員会開催にて検討。

必要であれば協力を行う。

8 広報委員会

活動計画

・会報「AMEI News」編集会議 3 回

・セキュリティ強化対策の検討会議 1 回

事業計画

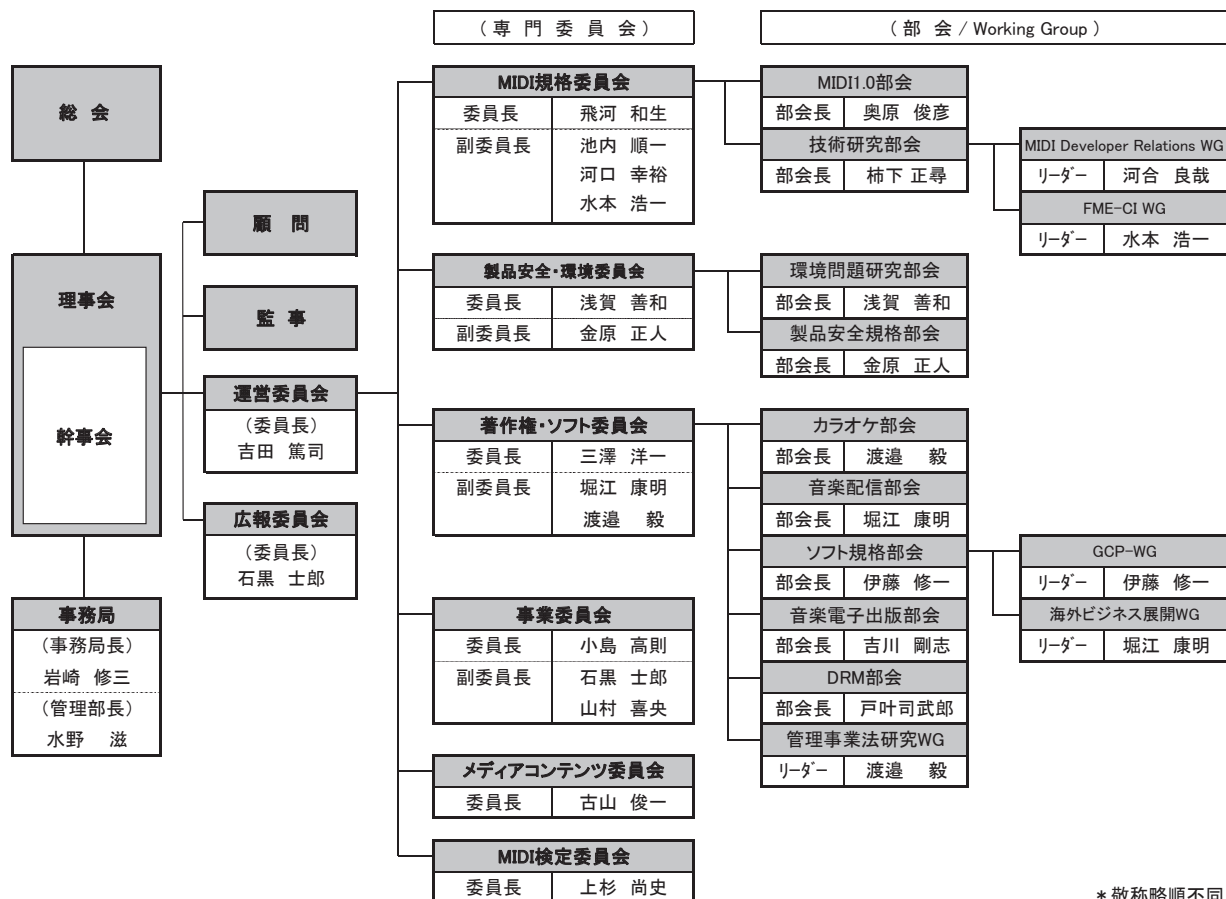
1. 会報『AMEI News』の発行（事務局と連携により推進）
 - ・年 3 回（4 月、8 月、12 月予定）ホームページへの PDF ファイルの掲載
2. ホームページの充実（事務局と連携により推進）
3. セキュリティ強化対策の検討の実施（事務局との連携により推進）
 - ・個人情報保護対策の強化検討

平成29年度 一般社団法人音楽電子事業協会役員名簿

理事会 幹事会役職	氏名	会社名	所属部署名
会 長	長谷川 豊	ヤマハ株式会社	顧問
副 会 長	佐々木 隆一	OTTAVA 株式会社	代表取締役
〃	柳瀬 和也	ローランド株式会社	取締役
〃	和田 康孝	株式会社第一興商	常務取締役 兼 上席執行役員
専務理事	岩崎 修三	一般社団法人 音楽電子事業協会	専務理事
常務理事	吉田 篤司	株式会社エクシング	代表取締役社長
理 事	安藤 仁	カシオ計算機株式会社	執行役員 楽器事業部長
〃	小林 誠	株式会社コルグ	取締役
〃	中西 正人	株式会社フェイス	上席執行役員
監 事	三木 康司	株式会社シーミュージック	代表取締役
〃	飛河 和生	クリムゾンテクノロジー株式会社	代表取締役
幹 事	鹿島 直道	株式会社ダウンゴ	モバイル統轄業務本部モバイル事業本部部長
〃	白壁 依里	Apple Japan 合同会社	政務部部長
〃	鈴木 周司	株式会社鈴木楽器製作所	取締役
〃	須田 直治	株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス	代表取締役社長
〃	英 裕治	ティアック株式会社	代表取締役社長
〃	箕輪 匡文	株式会社河合楽器製作所	執行役員
〃	村上 昇	株式会社インターネット	代表取締役
〃	渡辺 省吾	学校法人 尚美学園	専務理事
顧 問	加藤 博万		
〃	日吉 昭夫		

* 敬称略・50 音順（常勤役員は専務理事のみ、他の役員は非常勤です。）

平成 29年度 一般社団法人音楽電子事業協会組織図



* 敬称略順不同

MIDI 規格の IEC 国際標準化完了報告

MIDI 規格委員会 副委員長 河口幸裕

MIDI 規格の国際標準化活動について本紙上でも何度かご報告して参りましたが、ようやく先般 6/19 付けで国際標準「IEC63035:2017 ED1」として発行されました。長期にわたる活動を通じ、本件へのご理解とご協力をいただいた会員企業の皆様に御礼申し上げます。前回の報告（AMEI NEWS vol.59）では、国際標準化の意義や IEC（国際電気標準会議）での作業プロセスをやや詳しく説明させていただきました。今回は所感などもまじえながら活動全体を簡単に振り返りたいと思います。

MIDI は 1999 年に JIS 化されてわが国の国家規格となっていますが、グローバル市場における位置付けは業界規格としてのデファクトスタンダードであったと言えます。そんな中、2009～2010 年にかけて、本来の規格仕様とは全く無関係に「MIDI」という名称が使用される事例が中国で確認されたり、JEITA（電子情報技術産業協会）で国際標準に携わるグループや経済産業省から、それぞれに国際標準化に関する助言を受けたりといった機会が重なりました。単に時期が偶然に一致したという事でなく、国際標準の重要性の高まりと呼応して AMEI にもその波が各方面から届き始めたということだと思います。それらを契機として、当時の岡部比呂男会長から「MIDI 規格が国際標準化によってステータスを高め、新興国を含めた世界中の市場で、顧客からの信頼性や顧客利便性を将来にわたって確保できること」を目指す方針が示されたのが、2010 年の夏頃だと思います。私が MIDI 規格委員会に参加し、同時に国際標準化を担当させていただくようになったのは、その少し後の 2010 年 11 月頃。AMEI 内にワーキンググループが立ち上がったのが翌 2011 年 6 月です（ワーキンググループは昨年度末で終了）。

私が担当を始めた当初は、十分実績のあるデファクトスタンダードである MIDI をあえて国際標準とする意義について、AMEI との共同で規格を管理する米国 MMA（MIDI Manufacturers Association）との意志をどう合わせて行かかが最も大きな課題であったと思います。欧州が IEC/ISO/ITU-T といった機関が定める国際標準を重視する一方で、米国はデファクトスタンダードの強みを重視する傾向があり、MMA も例外ではありませんでした。また、国際標準として WTO（世界貿易機関）の後ろ盾を得ることで貿易上のリスクを低減できるメリットについても、新興国市場も重要視している楽器・機器関連メーカーが比較的多い AMEI と、必ずしもそうでない MMA とでは認識の違いがありました。こうした違いはそれぞれの社会通念やビジネス環境に起因しており単純にどちらが正解と言えるものではありません。AMEI の立場と考え方をよく理解してもらった上で協力を得ていく必要がありました。

2011 年 1 月の NAMM ショーでの MMA 総会で国際標準化の目的説明を行ない、その後も MMA との議論を繰り返し、最終的にはその年の 9 月に Tom White 会長を東京に招いての 3 日間にわたるミーティングを経て、共同作業をスタートしようというコンセンサスを得る事ができました。その後は、MMA には IEC への標準化申請窓口として様々な国際交渉の先頭に立っていただくことができ、White 会長には大変感謝しています。

当時 MMA と意見を交わす中で、新興の国々で MIDI を正しく啓蒙していくことも、不用

意なトラブルを未然に防ぐ上では国際標準化に劣らず重要という議論もありました。そうした建設的な議論が、中国最大の楽器ショーである Music China ショー会場での MIDI セミナー開催と、それへの AMEI の協力などにも結び付くことになったと思います。

当初は 3 年程度での標準化完了を目標にスタートしたものの、見込み通りに行かず反省するところも大です。上述のように具体的作業にとりかかる前に MMA との意識合わせに十分な時間を割く必要があったことと、MIDI 仕様の所有権自体を放棄しないための IEC との契約交渉に非常に時間を要したことが主な要因と考えています。

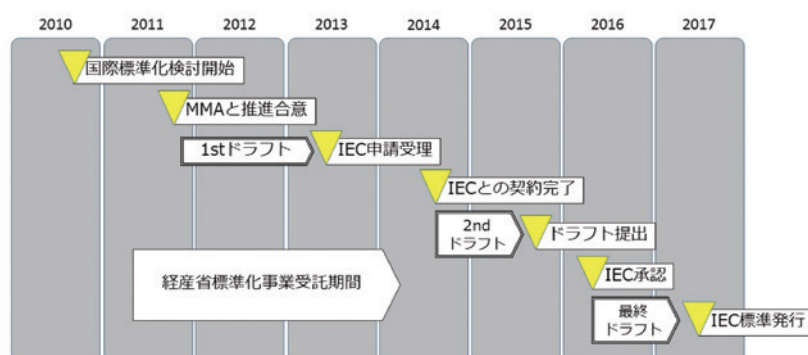
本活動を通じては、JEITA での国際標準化関連ミーティングへの定期参加、経済産業省の国際標準開発事業としてのテーマ登録とその受託、世界各地で開催される IEC 総会への何度かの出張など、あまり接する機会がなかった貴重な体験や出合いをさせていただきました。また活動期間中には MIDI が規格誕生 30 周年を迎え、ご存命だった梯郁太郎氏のテクニカル・グラミー・アワード受賞という快挙を IEC の国際会議の場で紹介できたことは記憶に鮮明です。

今回 MIDI が国際標準となったことでグローバルビジネスのリスクは大きく低減するはずですが、これは緑の下の土台固めに過ぎません。MIDI の本質的な成長と発展には、活動中の MIDI Developer Relations ワーキンググループや FME-CI ワーキンググループなどのような、新しい拡張仕様提案や啓蒙に向けた不断のアクションが必須である点は今後も何ら変わりありません。

また今回の IEC 標準は、MIDI の誕生当初からほぼそのまま継承されている根幹部分の仕様（プロトコルやハードウェアの基本仕様）に、最新のメッセージ一覧表と拡張仕様ドキュメントのタイトル一覧を加えただけのシンプルな構成としており、そこに記載された内容だけで MIDI を広く深く使いこなす事は現実的には困難です。MIDI の活躍の場をさらに広げていくための教育やサポートは今後も不可欠であり、その点でも AMEI の果たすべき役割は引き続き大きいと思っています。

発端の時点から本件に関わって来られた MIDI 規格委員会の飛河委員長と著作権・ソフト委員会の戸叶前委員長には、今日までの活動の筋道を作っていただいただけでなく、様々な場面でご指導と強力なご援助をいただきました。また AMEI 事務局の皆様には、日々の活動に有形無形の多大なご支援をいただきました。この場をお借りして深く感謝の意を表したいと存じます。

MIDI 国際標準化の道のり



ワシントン条約改正によるローズウッド類対象追加について

製品安全・環境委員会 環境問題研究部会 片岡 茂樹

ワシントン条約は、1973年3月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」として採択され、英名の Convention on International Trade in Endangered Species の頭文字を取って CITES と呼ばれ、世界で 180 か国・地域が締結しており（2014 年時点）、日本も本条約に署名し、国内では 1980 年 11 月 4 日から発効しています。ワシントン条約には、国際的な取引を制限する野生動植物のリストが付属されており（附属書と呼ばれています）、それらは以下表 1 のように、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの 3 段階に分類され、Ⅰが最も厳しく制限されています。どの動植物をリストに載せるかは、2 年ごと（現在は 3 年ごと）に開催される条約締約国会議で話し合われます。

なお、植物において附属書Ⅰ（動物においては附属書Ⅰ及びⅡ）では、リスト掲載物による加工品も全て規制の対象となり、附属書Ⅱ及びⅢ（動物については附属書Ⅲ）については、それぞれの種類毎に規制の対象範囲（原材料のみで加工品を含まない等）が限定される場合があります。

一方、2016 年 10 月に南アフリカで開催された第 17 回締約国会議において、楽器用の木材として多用されるローズウッド類全種（加工品を含む）の附属書Ⅱへの追加が可決され、2017 年 1 月 2 日（可決後 90 日）から発効されました（表 1 の下線部）。これまでも一部のローズウッド類は附属書Ⅱに掲載されていたものの、対象範囲が「丸太、製材品及び薄板」又は「丸太、製材品、薄板及び合板」に限定されており、楽器等の製品に加工されたものは対象ではありませんでしたが、今回の改定で、加工品を含む全てのローズウッド類（一部特定のものを除く）が対象となりました。

今回のローズウッド類全種の附属書Ⅱ追加の背景は、高価な楽器への高い需要も要因の一つではあるものの、一部の国で家具に使用するローズウッド類の多量消費による枯渇及び違法な取引を防止するため、多様な種類のローズウッドのうち一部を区別するのは困難であるため、加工品を含めた一括で規制することとなったと聞いております。

附属書Ⅱの場合、一般的に商業取引が禁止される附属書Ⅰに対し、輸出国の輸出許可があれば基本的に商業取引は可能です。日本からの輸出の場合は経済産業省の輸出許可が必要となりますが、例えば、ローズウッド材を海外から輸入し、日本で製品に加工して輸出した場合は「再輸出」となり、図 1 のように、製品として輸出許可を申請する際、材料輸入時必要な材料輸出国の輸出許可書を始め、様々な書類の提

出が必要となります。

この結果、各国の輸出許可取得による供給リードタイムが増加することになりますが、輸出許可を発行する仕組みが整っていない国があったり、輸出許可を処理するのに非常に時間が掛かる場合があります。更には、国によっては独自の輸入許可が必要な場合もあり、様々な課題が浮き彫りになっています。

このことは多くの楽器の輸出入取引に多大な影響を与え、世界各国で輸出入が滞る事態に発展し、楽器業界では大きな問題となっています。このような課題を受け、楽器業界関係者からは、輸出許可取得手続きの簡素化や制度の改善を求める声が挙がっております。一方、希少木材の代替や持続可能な木材利用の推進等も検討していく必要があるのではないのでしょうか。

図 1 ワシントン条約附属書Ⅱ掲載植物に係る貨物の再輸出（経済産業省資料より）

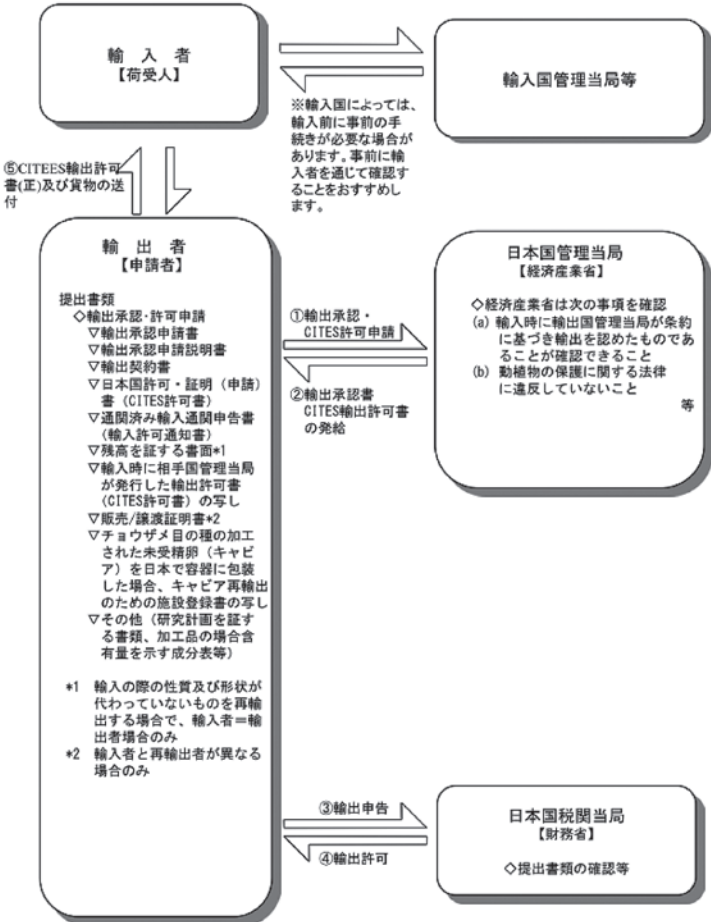


表 1 ワシントン条約附属書リストの内容

	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
記載基準	絶滅のおそれのある種で取引による影響を受けている又は受けるおそれのあるもの	現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を規制しなければ絶滅のおそれのあるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国・地域の協力を必要とするもの
規制内容	・学術研究を目的とした取引は可能 ・輸出国・輸入国双方の許可書が必要	・商業目的の取引は可能 ・輸出国政府の発行する輸出許可書等が必要	・商業目的の取引は可能 ・輸出国政府の発行する輸出許可書又は原産地証明書等が必要
対象例（楽器類）	アジアゾウ、アフリカゾウ（附属書Ⅱ掲載を除く）、ブラジリアンローズウッド	エボニー類及びマホガニー類の一部（材料のみ）、 <u>ローズウッド類（2017 年 1 月 2 日より加工品を含み、全種）</u>	セドロ（スパニッシュシダー）の一部（材料のみ）

著作権等管理事業法の規制緩和に対するパブリックコメント募集の結果について

著作権・ソフト委員会

1. パブリックコメントの募集

AMEI 会員企業のビジネスに関係の深い音楽著作権の許諾に関する法律の一つに、著作権等管理事業法があります。権利者から信託および委託を受けて、著作権の管理事業を行う事業者である一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）および株式会社 NexTone の業務を規律し、権利者と管理事業者との契約に関するルールを定めるとともに、著作物を使用する際の使用料規程の策定・修正について、利用者代表である AMEI および NMRC との手続きについても定めている法律です。

著作権等管理事業法は、2001 年の施行以来、定期的に、その規制内容の見直しが行われています。過去の見直し年度においても、パブリックコメントの募集が行われており、AMEI はその都度、意見を提出しています。2011 年の意見募集の際にも、AMEI は管理事業法 WG が中心となって意見を取りまとめ、提出をしました。しかし、

意見募集の結果の取りまとめが提出された文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会においては、「現行の法律規制を緩和する改正の必要はない」という意見が委員からあり、AMEI が意見書で指摘した点に関する法改正は実現していませんでした。

NMRC を通じた、2015 年からの JASRAC とのサブスクリプション規定、および 2016 年からの NexTone とのインタラクティブ使用料規程の協議において、著作権等管理事業法の規制がいくつか課題となる事象がありました。特に、JASRAC のサブスクリプション規定については、文化庁長官による実施期間延長命令が出ましたが、その手続きの過程で改めて顕在化した問題点もありました。

今回、2016 年 5 月 24 日から 7 月 1 日までの間、著作権等管理事業法に関する意見募集が実施され、AMEI も管理事業法 WG を中心に、パブリックコメントの意見書を作成し、文化庁に提出しました。概要は表 1 の通りです。

表 1 意見書の概要

項目	意見概要
第 3 条 著作権等管理事業の登録	・許可制あるいは厳しい登録要件を課すべきである。 ・管理権限の不明瞭さにより利用者が二重払いのリスクの負担を強いられている。
第 11 条第 1 項 管理委託契約約款の届出 管理委託契約約款の変更の届出	・権利者が自由に管理事業者間を異動することにより、従前は契約により適法に利用できていた利用者の管理著作物利用が突然違法になり、予期せぬ使用料の増大が生じるビジネス・リスクが存在する。 ・管理事業者には非一任型の管理を認めるべきではない。
第 13 条第 1 項 使用料規程の届出 使用料規程の変更の届出	・使用料規程は、知財高裁平成 24 年 2 月 14 日判決の趣旨に照らし、利用者団体との協議・合意を条件とすべきであり、利用者の納得が得られたことの確認が必要な認可制にするべき。 ・非指定管理事業者にも裁定制度を導入すべき。 ・手続きの各段階で求められる利用者代表の適格性についての、再度の疎明は不要とすべき。 ・利用区分について見直しが必要。
その他	・協議再開命令及び裁定に至る異議申し立て手続きは、再考するべき。 ・共通の著作物管理番号・共通のデータベースの導入。

2. 募集結果その他

意見募集の結果、提出された意見の総数は 146 件でした。今回の意見募集は前回と異なり、提出された意見を深く掘り下げるために検討委員会が開催されることにな

り、著作権等管理事業法に関連する利害関係者（著作権等の管理を行う事業者、利用者、権利者）及び有識者に対して、検討委員会による関係者ヒアリングが実施されました。

3. 検討委員会での検討結果

関係者ヒアリングを含めた 9 回の検討委員会の検討結果である「著作権等の集中管理の在り方に関する調査研

究報告書」が、2016 年 12 月に、文化庁の HP で公開されました。概要は表 2 の通りです。

表2 調査研究報告書の概要

第3条 著作権等管理事業の登録	・文化庁により適切な法の運用が確保されるのであれば、現行制度による事後規制を維持すべき。
第7条第1項 登録事項の変更の届出	・文化庁が必要な対応が講じることが期待される。
第8条第2項 著作権等管理事業者の地位の承継の届出	・著作権等管理事業者の使用料のシェア等に変更が生じた場合には、変更後の事情に基づき法第23条第1項の指定の要否について、文化庁長官が判断することが求められる。
第9条 著作権等管理事業者の廃業の届出	【運用改善について提案】 ・廃業した著作権等管理事業者の情報を文化庁ウェブサイトで継続的に提供することが望ましい。
第11条第1項 管理委託契約約款の届出・変更の届出	・管理委託契約の当事者は著作権等管理事業者と委託者であり、利用者の関与を制度的に求める必要はない。
第13条第1項 使用料規程の届出・変更の届出	【著作権等管理事業者による取組が期待される】 ・利用者の判断材料となる情報を著作権等管理事業者が提示し、相応の説明を行う。 ・二重徴収、三重徴収の回避のために、管理著作物等が利用された割合を反映した使用料とすることが望ましい。 ・権利処理の事務の一元化については、民間の自主的な取組として進めることが望ましい 【運用改善について提案】 ・協議開始・再開命令申立てに係る利用者代表制度の在り方については、利用者の意見を適切に集約して迅速な協議ができるような運用上の工夫を行う。 【制度改正を含めた対応の検討が求められる】 ・届出前に利用者が意見を申し述べる機会を実質的に確保する等、制度改正あるいは運用改善による対応を検討。 ・一般管理事業者の使用料規程の届出に関して、意見聴取の努力義務の履行状況について文化庁が利用者側に確認を行う。
その他	【運用改善について提案】 ・一度利用者代表適格性が確認された利用者について、手続きの簡素化や協議の継続性なども考慮して、提出を求める疎明資料の内容や利用者の代表適格性について判断する必要がある。 ・文化庁において権利者の情報を統合したデータベースの構築に対する予算措置等の支援を講じる必要がある。 【著作権等管理事業者による取組が期待される】 ・利用者が変更による不利益を被ることを避けるため、著作権等管理事業者は、管理著作物等に係る情報の適切な公開を充実させることが望ましい。

4. 著作権等管理事業法施行規則の一部改正について

検討委員会での指摘に基づいて、著作権等管理事業法施行規則の一部を改正する省令案についてのパブリックコメントが、2017年6月27日から7月26日までの期間で募集されています。

今回は、管理事業の変更届出書類に関する第8条、使

用料規程についてして利用者又はその団体から意見聴取の努力をしたことを疎明する書面に関する第14条、財務諸表等の文部科学省令で定める書類に関する第19条の3点についての意見募集となっています。このうち第14条は、AMEI会員の事業においても特に関連性が高いため、管理事業法WGで集中して検討を行っております。

5. 今後の展望

調査研究報告書は、一般管理事業者の使用料規程に係る利用者代表との協議及び裁定の要否に関して、「対応案とそれぞれの対応案のメリットデメリットが示され、諸外国における使用料の決定プロセスの実態や運用について調査を行うなどして、更なる検討を進めるべき、と

の意見が示され」たと総括しております。

検討委員会でのこのような意見が示された以上、諸外国に関する調査は速やかに実施されるべきであることは当然ではありますが、AMEIとしては、顕在化している著作権等管理事業法の課題が解消されるよう、引き続き積極的な活動を継続して行きます。

東日本大震災、並びに福島第一原子力発電所事故により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますと共に平成28年熊本地震、平成29年九州北部大雨災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

また、被災地等におきまして、救援・復興支援等の活動に尽力されている方々に深く敬意を表し、併せて皆様の安全と1日も早い復興をお祈り申し上げます。

会員名簿

50音順 2017年4月1日現在

あ

- Apple Japan 合同会社

い

- 株式会社インターネット

え

- 株式会社エクシング
- 株式会社エフ・エヌ・エス

お

- OTTAVA 株式会社

か

- カシオ計算機株式会社
- 株式会社河合楽器製作所

く

- クリプトン・フューチャー・メディア株式会社
- クリムゾンテクノロジー株式会社

こ

- 株式会社コルグ

し

- 株式会社シーミュージック
- 学校法人尚美学園
- 株式会社シンクパワー

す

- 株式会社ズーム
- 株式会社鈴木楽器製作所
- 株式会社スリック

た

- 株式会社第一興商
- 株式会社タムラ製作所

て

- ティアック株式会社

と

- 株式会社ドワンゴ

に

- 学校法人片柳学園 日本工学院専門学校・
日本工学院八王子専門学校

は

- Pioneer DJ 株式会社

ふ

- 株式会社フェイス
- 株式会社フットレック

や

- ヤマハ株式会社
- 一般財団法人ヤマハ音楽振興会
- 株式会社ヤマハミュージックエンタテインメント
ホールディングス

ろ

- ローランド株式会社
- 〈正会員会社 28 社〉

*** 賛助会員**

- 中音公司 (中華人民共和国)
- 株式会社博秀工芸
- 株式会社ミュージックトレード社
- 株式会社リットーミュージック
- 〈賛助会員会社 4 社〉



平成29年度

「MIDI検定」

● ミュージッククリエイターのための認定制度

第9回 MIDI検定 1級 試験

[試験期間] 2017・8/11(金)～8/21(月)

申し込み
期 間 2017・7/3(月)～8/4(金)



平成29年度

「MIDI検定」

● ミュージッククリエイターのためのライセンス制度

指導者認定講座

一般社団法人音楽電子事業協会 第6回通常総会議事録の開示について

AMEIホームページ <http://www.amei.or.jp/> の会員専用ページ

会員専用ページへのアクセスはID及びパスワードの入力が必要です。お忘れの方はE-mailにて対応致します。

- 送付先: ameinfo@amei.or.jp
- お名前、E-mail アドレス、会社名、所属、TEL、FAX を記入の上、お申込み下さい。

AMEI NEWS Vol.63 / 2017.8.2

一般社団法人音楽電子事業協会 機関誌

発行: 一般社団法人音楽電子事業協会 事務局

〒101-0061 東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F

TEL.03-5226-8550 FAX.03-5226-8549

発行人: 岩崎修三

編集人: 石黒士郎 (広報委員会)

編集協力: 株式会社 博秀工芸

ホームページアドレス:

<http://www.amei.or.jp/>

